

入札公告（説明書）

令和5年8月31日

東日本高速道路株式会社 関東支社長 千田 洋一

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和5年5月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告2-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	長野自動車道 長野管内舗装補修工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図面』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 関東支社長 千田 洋一
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 関東支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20 (電話) 048-631-0020 (Mail) ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「無」
1-12	材料価格等の閲覧	閲覧資料の有無：「有」

1-13	見積活用方式の有無	「無」
1-14	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

	入札公告日	令和5年8月31日
2-1	審査基準日	本書2-3.に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から令和5年9月15日まで ※上記期間を過ぎるとダウンロードできないので注意すること。
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から令和5年9月15日 16時00分まで ※共通入札公告2-3に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※申請書への押印は不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9]〔2〕(6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「令和5・6年度工事等の競争参加資格審査申請時に登録済のメールアドレス」若しくは「担当者連絡先届[指示書様式]により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信する場合のみ認める。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1部・副1部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 技術資料（様式2）</p>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和5年10月13日を予定

2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当
2-8	改善技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	本件競争入札においては非該当
2-12	訂正参考見積書提出期限	本件競争入札においては非該当
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 5 年 11 月 2 日 16 時 00 分 ※共通入札公告 2-4 に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書 (2) 単価表（※Microsoft Excel により提出すること。） (3) 総合評定値通知書（経審）の写し </p>
2-14	開札日時	令和 5 年 11 月 6 日 10 時 00 分
2-15	開札執行場所	本書 1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日 から令和 5 年 10 月 19 日 16 時 00 分まで</p> <p>【受付場所】 本書 1-4. に示す契約担当部署</p>

		<p>【受付方法】 質問書面(別紙質問書様式)を電子メール又は書留郵便等により提出(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。) ※質問書面(別紙質問書様式)を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日(休日を除く)に提出したものとする。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として5日以内(休日を除く。)
2-18	資料の閲覧期間① (設計業務成果品等の貸与)	本件競争入札においては非該当
2-19	資料の閲覧期間② (材料価格等)	<p>本書1-12に示す材料価格等を、競争参加希望者に対し閲覧する。閲覧方法の詳細は下記に示すとおり。</p> <p>【閲覧期間】 令和5年10月18日頃から入札書提出期限の前日まで(休日を除く10時から16時まで)</p> <p>【閲覧内容】 関東支社の独自調査に基づく、本工事の主要な材料等価格を、閲覧に付す予定である。 ※なお、閲覧する材料等価格の選定根拠、金額算定根拠等閲覧資料に関する一切の質問には応じない。また、個別の材料価格の公表要望にも応じない。</p> <p>【閲覧場所】 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 東日本高速道路株式会社 関東支社 15階 閲覧コーナー</p> <p>【閲覧方法】 書面にて閲覧(閲覧場所に備え置く)</p>

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		長野自動車道 長野管内舗装補修工事				
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式				
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	工事実績評価型(実績Ⅱ型)			
	評価値の算出方法	加算方式				
	見積活用方式の有無	無				
	入札ボンド	対象外				
	履行ボンド	対象				
	JV募集対象	対象外				
	審査時期	事前審査				
	余裕期間制度	対象	余裕期間	120日間 ※着工日(30日)を含む		
	三者協議会	対象外				
	週休2日推進工事	対象				
	工事工程開示試行工事	対象				
	設計変更対象工事	労働者確保型				
	ICT対象工事	対象外				
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示すすべての工事種別に係る「令和5・6年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和3・4年度の工事種別(舗装工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。			
		工事種別	舗装			
		等級	—			
	施工実績	対象となる施工実績	平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績 a) 高機能舗装(排水性舗装を含む)工事 b) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事(片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可) a)かつb)の施工実績を有すること。ただし同一の工事において有する必要はない。 なお、総合評価(技術評価)の対象は、a)の施工実績とする 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。			
		同種工事	—			
		対象となる納入実績等	—			
	納入実績等	同種機器	—			
		支援体制	—			
		本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) — 業務名) —		
		施工管理業務の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する細目協定 保全施工管理業務 (長野管理事務所) 業務名) —			
	その他		受注者名) — 受注者名) — 受注者名) 株式会社ネクスコ東日本エンジニアリング 受注者名) —			
継続契約方式の対象		対象外	対象となる後発工事名(その1)	—		
			対象となる後発工事名(その2)	—		

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事実績評価型II型			技術評価点（満点）		10点																															
評価項目			評価基準																																	
施工の確実性			提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 【同種工事を複数工事設定している場合】 工事成績評価の対象とする同種工事：																																	
企業			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点= 配点 (4点) × $\frac{(同種工事実績の工事成績評定点-70)}{20}$ × 係数 a</td> <td>(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てる)</td> <td>0~4点</td> <td>4点</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>係数 aの設定は下記のとおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事</td> <td>同種工事実績の受渡しが平成30年4月1日以前でかつ平成25年4月1日以降である場合</td> <td>1</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事</td> <td></td> <td>0.5</td> <td>0.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	評価点= 配点 (4点) × $\frac{(同種工事実績の工事成績評定点-70)}{20}$ × 係数 a	(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てる)	0~4点	4点	-	係数 aの設定は下記のとおり					① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事	同種工事実績の受渡しが平成30年4月1日以前でかつ平成25年4月1日以降である場合	1	0.5		② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事		0.5	0.25		③ 上記に該当しない		0		
評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目																																
評価点= 配点 (4点) × $\frac{(同種工事実績の工事成績評定点-70)}{20}$ × 係数 a	(評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てる)	0~4点	4点	-																																
係数 aの設定は下記のとおり																																				
① 同種工事実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、又はNEXCO西日本の発注工事	同種工事実績の受渡しが平成30年4月1日以前でかつ平成25年4月1日以降である場合	1	0.5																																	
② 同種工事実績が上記①以外の公的機関の発注工事		0.5	0.25																																	
③ 上記に該当しない		0																																		
			<p>◇留意事項</p> <p>① 工事成績評定点が90点以上の場合、工事成績評定点を90点とする。 ② 平成30年3月31日以前に受渡された工事、成績評定点が70点に満たない場合又は工事成績評定の無い場合、評価点は0点とする。 ③ 公的機関とは、国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人とする。 ④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事実績（工事成績評定）である場合についてのみ評価する。</p>																																	
施工の確実性			提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																	
企業			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準 / 評価点</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表彰対象</td> <td>表彰時期</td> <td>表彰日が 平成31年4月1日以降である場合</td> <td>表彰日が 平成31年3月31日以前でかつ平成26年4月1日以降の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は社長による優秀工事等の表彰実績</td> <td></td> <td>1点</td> <td>0.5点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績</td> <td></td> <td>0.5点</td> <td>0.25点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ 上記に該当しない</td> <td></td> <td>0点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				評価基準 / 評価点		評価点	配点	履行確認対象項目	表彰対象	表彰時期	表彰日が 平成31年4月1日以降である場合	表彰日が 平成31年3月31日以前でかつ平成26年4月1日以降の場合		① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は社長による優秀工事等の表彰実績		1点	0.5点		② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績		0.5点	0.25点		③ 上記に該当しない		0点							
評価基準 / 評価点		評価点	配点	履行確認対象項目																																
表彰対象	表彰時期	表彰日が 平成31年4月1日以降である場合	表彰日が 平成31年3月31日以前でかつ平成26年4月1日以降の場合																																	
① NEXCO東日本の社長表彰（工事種別を問わない）又は社長による優秀工事等の表彰実績		1点	0.5点																																	
② NEXCO東日本の事務所長による優秀工事等の表彰又は支社長による功労表彰（工事種別を問わない）の実績		0.5点	0.25点																																	
③ 上記に該当しない		0点																																		
			<p>◇留意事項</p> <p>① 表彰実績は1工事のみ提出を認める。複数工事の表彰実績の提出があった場合、最も評価点の高い表彰実績を評価対象とする。 ② 表彰等の写しが添付されていない場合は、「提出無」として「0点」で評価する。 ③ 表彰が工事を履行した企業に対するものであること。 ④ 本工事と同一工事種別の表彰について評価する。ただし、社長表彰及び支社長による功労表彰の場合は工事種別は問わない。 ⑤ 優秀工事等の各社が規定する優秀工事等表彰「優秀工事、安全管理優秀工事、安全管理優良工事、安全管理推奨工事、安全管理奨励工事、品質管理優秀工事、品質管理優良工事、コスト縮減優秀工事、コスト縮減優良工事、品質管理奨励工事、工程管理優秀工事、工程管理優良工事、環境貢献優良工事、地域貢献奨励工事、又は優良工事」としての表彰であること。 ⑥ 上記⑤以外の社長表彰又は支社長による功労表彰には感謝状を含む。 ⑦ 本工事の工事種別に対して表彰実績の評価対象となる平成28年度以前に発注された工事の工事種別は下表のとおりとする。下表にない工事種別については、本工事と同一の工事種別に対する表彰実績のみを評価対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本工事の工事種別</th> <th>平成28年度以前に発注した工事の工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木工事</td> <td>土木工事、のり面処理工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁補修工事</td> <td>P C 橋上部工工事、鋼橋上部工工事、道路補修工事</td> </tr> <tr> <td>道路付属工事</td> <td>防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事</td> </tr> <tr> <td>機械設備工事</td> <td>トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事、機械設備工事</td> </tr> <tr> <td>土木補修工事</td> <td>のり面処理工事、道路補修工事</td> </tr> </tbody> </table>				本工事の工事種別	平成28年度以前に発注した工事の工事種別	土木工事	土木工事、のり面処理工事	橋梁補修工事	P C 橋上部工工事、鋼橋上部工工事、道路補修工事	道路付属工事	防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事	機械設備工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事、機械設備工事	土木補修工事	のり面処理工事、道路補修工事																		
本工事の工事種別	平成28年度以前に発注した工事の工事種別																																			
土木工事	土木工事、のり面処理工事																																			
橋梁補修工事	P C 橋上部工工事、鋼橋上部工工事、道路補修工事																																			
道路付属工事	防護さく工事、遮音壁工事、標識工事、トンネル内装工事、道路補修工事																																			
機械設備工事	トンネル非常用設備工事、トンネル換気設備工事、機械設備工事																																			
土木補修工事	のり面処理工事、道路補修工事																																			
施工の確実性			提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																	
企業			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMSもしくはISO45001）の取得状況</td> <td>左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している</td> <td>2点</td> <td rowspan="3">2点</td> <td rowspan="3">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左記のマネジメントシステムを1つ取得している</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>左記のマネジメントシステムを取得していない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>				評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMSもしくはISO45001）の取得状況	左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している	2点	2点	○		左記のマネジメントシステムを1つ取得している	1点		左記のマネジメントシステムを取得していない	0点														
評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目																																
品質管理マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001）又は労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMSもしくはISO45001）の取得状況	左記のマネジメントシステムを2つ以上取得している	2点	2点	○																																
	左記のマネジメントシステムを1つ取得している	1点																																		
	左記のマネジメントシステムを取得していない	0点																																		
			<p>◇留意事項</p> <p>① 当該工事の施工を担当する部署が取得しているマネジメントシステムの対象部署であって、かつ取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 ② 取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出ない場合、評価しない。</p>																																	
施工の円滑性			提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																	
地 域 精 通 度・当社への貢献度等			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① NEXCO東日本への平成30年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td></td> <td>2点</td> <td rowspan="4">2点</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td>② NEXCO東日本への平成30年3月31日以前でかつ平成25年4月1日以降の災害協力実績である場合</td> <td></td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>③ 『東日本高速道路株間東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> <tr> <td>④ 災害協力実績がない、又は平成25年3月31日以前の災害協力実績である場合</td> <td></td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>				評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	① NEXCO東日本への平成30年4月1日以降の災害協力実績である場合		2点	2点	-	② NEXCO東日本への平成30年3月31日以前でかつ平成25年4月1日以降の災害協力実績である場合		1点	③ 『東日本高速道路株間東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合		0点	④ 災害協力実績がない、又は平成25年3月31日以前の災害協力実績である場合		0点											
評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目																																
① NEXCO東日本への平成30年4月1日以降の災害協力実績である場合		2点	2点	-																																
② NEXCO東日本への平成30年3月31日以前でかつ平成25年4月1日以降の災害協力実績である場合		1点																																		
③ 『東日本高速道路株間東支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合		0点																																		
④ 災害協力実績がない、又は平成25年3月31日以前の災害協力実績である場合		0点																																		
			<p>◇留意事項</p> <p>① 灾害時の協力実績は1件のみ提出を認める。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする。 ② 【関東支社】「災害応急復旧業務に関する協定」の締結者であって、かつ、災害時の協力実績の提出があった場合、いざれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。 ③ NEXCO東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書及び承諾の文書、契約書、受渡書、発注書・完了届」のいざれかの写しを添付が無い場合は「0点」で評価する。 ④ 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。 ⑤ NEXCOグループ会社、他の高速道路会社及び他機関が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。 ⑥ 経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいざれかの者に実績がある場合に評価する。</p>																																	
担い手確保			提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																	
若手・女性技術者の配置			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①担当技術者に、若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある</td> <td>どちらの条件も満たす</td> <td>1.0点</td> <td rowspan="2">1点</td> <td rowspan="2">○</td> </tr> <tr> <td>②担当技術者に、女性技術者の配置計画がある</td> <td>どちらか一方を満たす</td> <td>0.5点</td> </tr> <tr> <td></td> <td>どちらも該当なし</td> <td>0点</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	①担当技術者に、若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある	どちらの条件も満たす	1.0点	1点	○	②担当技術者に、女性技術者の配置計画がある	どちらか一方を満たす	0.5点		どちらも該当なし	0点														
評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目																																
①担当技術者に、若手技術者（満35歳以下）の配置計画がある	どちらの条件も満たす	1.0点	1点	○																																
②担当技術者に、女性技術者の配置計画がある	どちらか一方を満たす	0.5点																																		
	どちらも該当なし	0点																																		
			<p>◇留意事項</p> <p>① 技術評価時には配置計画の有無を確認し、評価を行うものとする。若手技術者及び女性技術者の配置要件については、契約締結後に求めるものとする。 ② なお、履行が確認できない場合については、工事請負契約書第26条の2の取扱いに基づき対応するものとする。</p>																																	